

使用前検査申請書

廃炉発官R2第42号
令和2年5月15日

原子力規制委員会 殿

東京都千代田区内幸町1丁目1番3号
東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長 小早川 智明

核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第64条の3
第7項の規定により次のとおり検査を受けたいので申請します。

<p>発電用原子炉施設の設置又は変更に係る事業所の名称及び所在地</p>	<p>福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町及び双葉町</p>
<p>申請に係る発電用原子炉施設の概要</p>	<p>福島第一原子力発電所 汚染水処理設備等 滞留水移送装置[※]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3号機タービン建屋床ドレンサンプ 滞留水移送ポンプ（完成品） 1台 ・ 3号機廃棄物処理建屋床ドレンサンプ（A） 滞留水移送ポンプ（完成品） 1台 ・ 3号機廃棄物処理建屋床ドレンサンプ（B） 滞留水移送ポンプ（完成品） 1台 ・ 4号機タービン建屋床ドレンサンプ 滞留水移送ポンプ（完成品） 1台 ・ 4号機原子炉建屋床ドレンサンプ（A） 滞留水移送ポンプ（完成品） 1台 ・ 4号機原子炉建屋床ドレンサンプ（B） 滞留水移送ポンプ（完成品） 1台 ・ 4号機廃棄物処理建屋床ドレンサンプ（A） 滞留水移送ポンプ（完成品） 1台 ・ 4号機廃棄物処理建屋床ドレンサンプ（B） 滞留水移送ポンプ（完成品） 1台 <p>主要配管[※]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3号機タービン建屋床ドレンサンプから3号機タービン建屋ポンプ出口弁スキッド分岐部までの一部 ・ 3号機廃棄物処理建屋床ドレンサンプ（A）から3号機廃棄物処理建屋床ドレンサンプ（B）までの一部 ・ 3号機廃棄物処理建屋床ドレンサンプ（B）から3号機廃棄物処理建屋ポンプ出口弁スキッド分岐部までの一部 ・ 4号機原子炉建屋床ドレンサンプ（A）から4号機原子炉建屋床ドレンサンプ（B）までの一部 ・ 4号機原子炉建屋床ドレンサンプ（B）から4号機原子炉建屋ストレーナユニット分岐部までの一部 ・ 4号機タービン建屋床ドレンサンプから4号機タービン建屋ストレーナユニット分岐部までの一部 ・ 4号機廃棄物処理建屋床ドレンサンプ（A）から4号機廃棄物処理建屋ストレーナユニット分岐部までの一部 ・ 4号機廃棄物処理建屋床ドレンサンプ（B）から4号機廃棄物処理建屋床ドレンサンプ（A）までの一部 <p>※ 実施計画Ⅱ.2.5.2.1 主要仕様参照</p>
<p>実施計画の認可年月日</p>	<p>平成25年8月14日 (実施計画の変更認可年月日：令和2年1月30日)</p>
<p>検査を受けようとする工程</p>	<p>構造、強度又は漏えいに係る試験をすることができる状態になった時 設備の組立てが完了した時 工事の計画に係る工事が完了した時</p>
<p>検査を受けようとする期日</p>	<p>自 令和2年6月30日 至 令和2年8月4日</p>
<p>検査を受けようとする場所</p>	<p>東京電力ホールディングス株式会社 福島第一原子力発電所</p>
<p>申請に係る発電用原子炉施設の使用の開始の予定時期</p>	<p>令和2年8月24日</p>

工事の工程における放射線管理に関する説明書

1. 放射線管理

(1) 検査に係る立ち入り制限

必要に応じ関係者以外の立入を制限する。

(2) 検査中の放射線管理

検査中は検査に係る者に対し、適切な指導及び助言を行う。

(3) 個人被ばく管理

線量は、電子式線量計を用いて測定する。

2. 検査場所の区域区分

福島第一原子力発電所

3号機 タービン建屋および廃棄物処理建屋内

: 管理対象区域

4号機 原子炉建屋およびタービン建屋および廃棄物処理建屋内

: 管理対象区域

免震重要棟

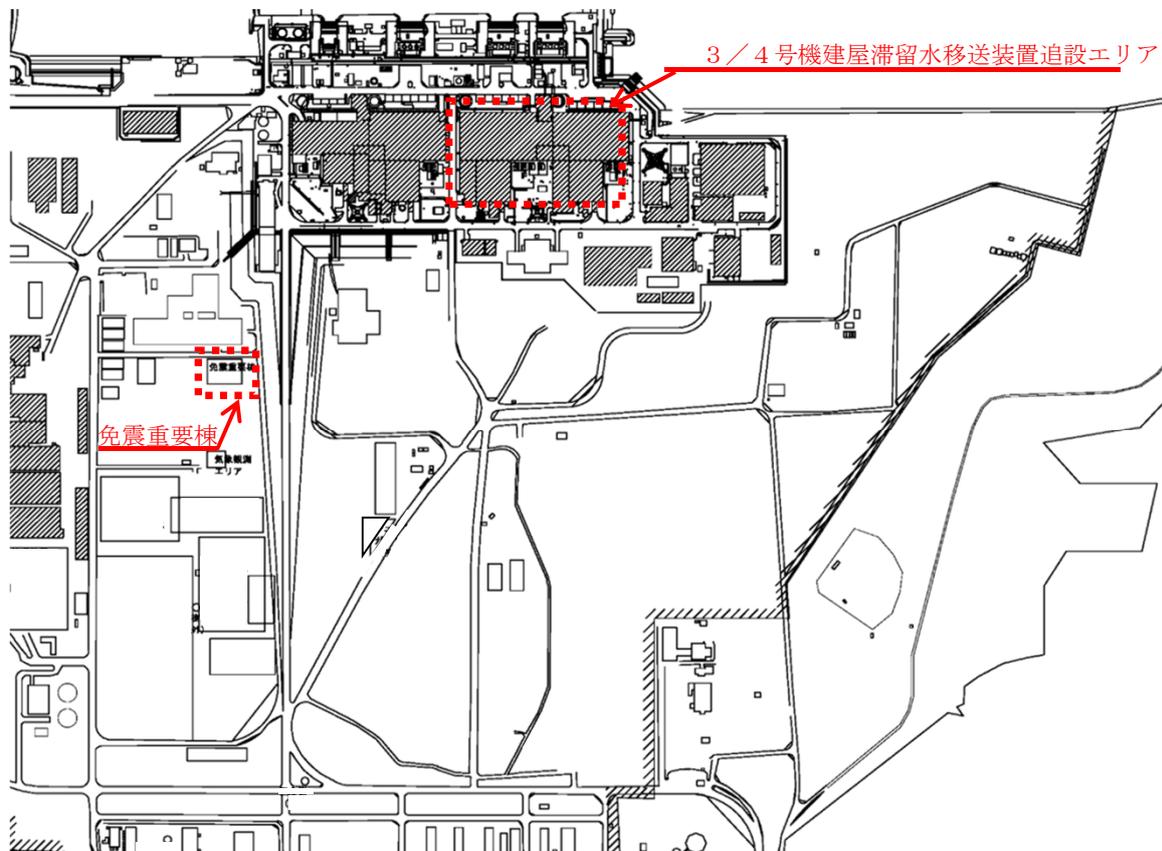
: 非管理区域

別添－1 : 検査場所図

別添－2 : 検査系統概略図

以 上

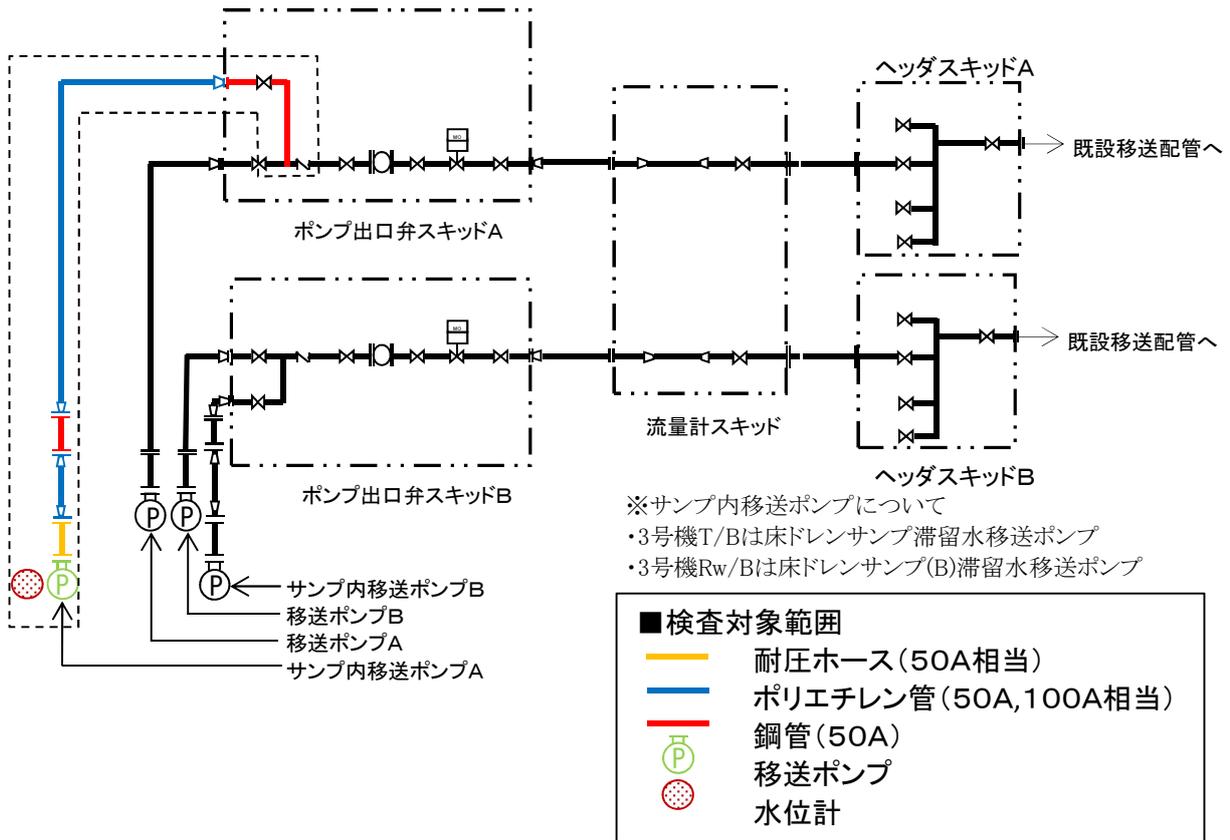
検査場所図



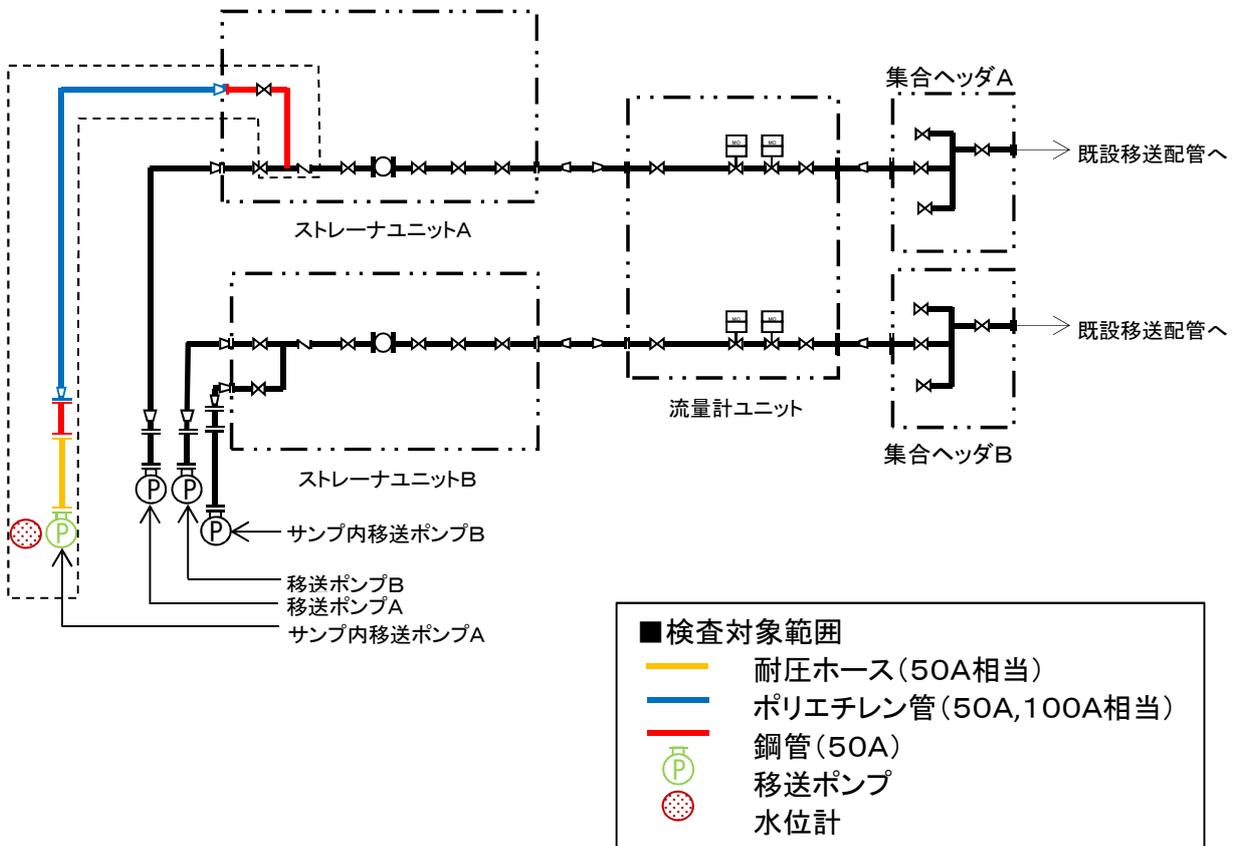
福島第一原子力発電所構内

 : 検査場所

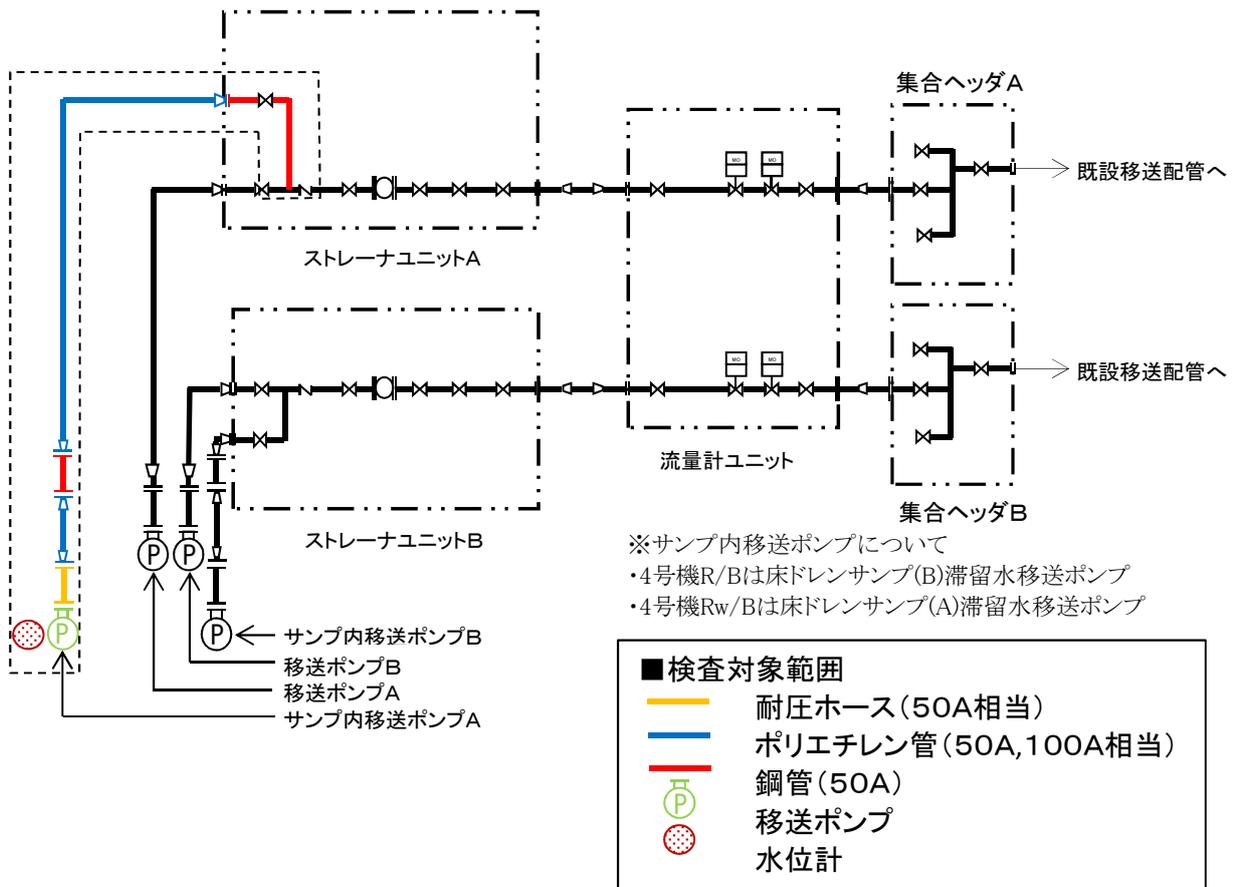
検査系統概略図(3号機T/B, Rw/B)



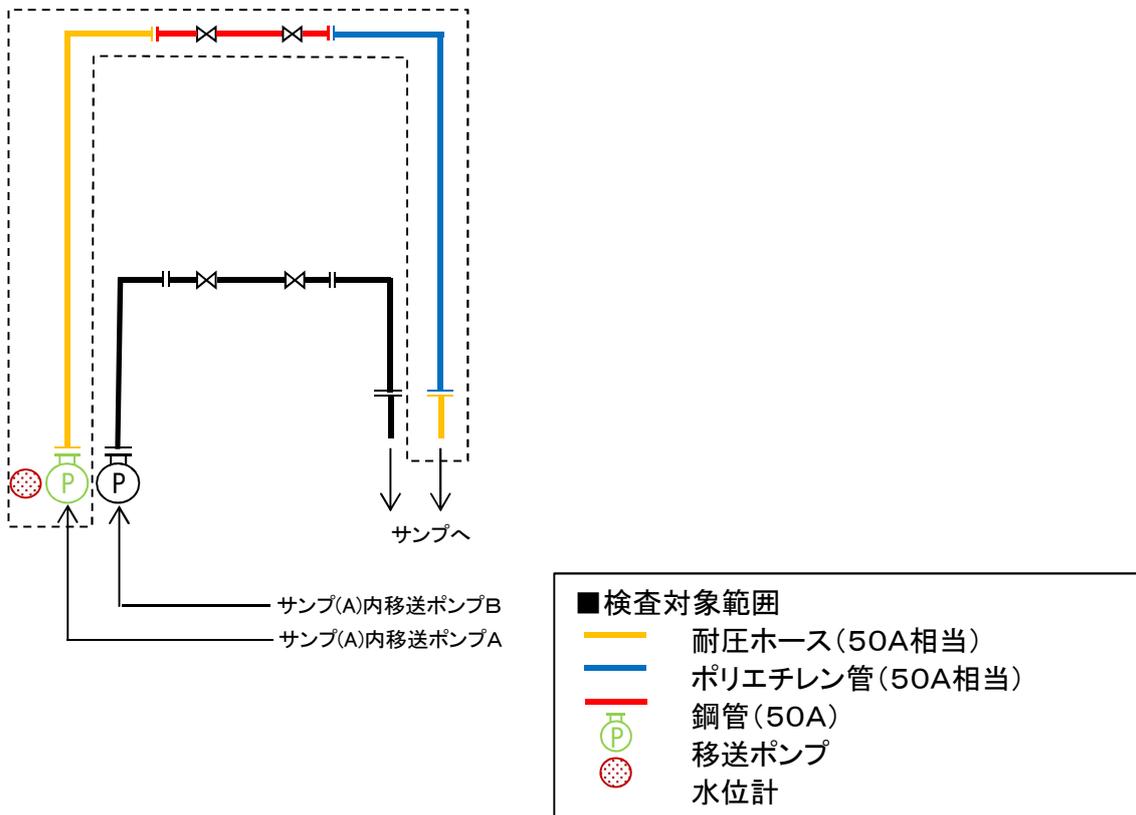
検査系統概略図(4号機T/B)



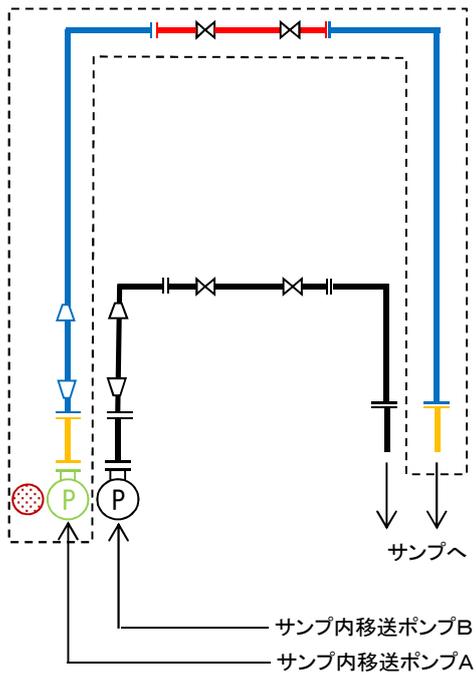
検査系統概略図(4号機R/B, Rw/B)



検査系統概略図(サンプル間移送ライン(3号機RwB))



検査系統概略図(サンプル間移送ライン(4号機R/B, RwB))



※サンプル間移送ラインについて
 ・サンプル(A)→サンプル(B)(4号機R/B)
 ・サンプル(B)→サンプル(A)(4号機Rw/B)

■ 検査対象範囲	
	耐圧ホース(50A相当)
	ポリエチレン管(50A,80A相当)
	鋼管(50A)
	移送ポンプ
	水位計